西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

り

	◇告示	ページ
0	北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及 び収納取扱店の指定についての告示の一部改正【会計室】	2
0	道路の占用を制限する区域の指定【建設局総務部管理課】	
		3
	◇ 公 告	
0	請負契約に係る一般競争入札の公告 (4件) 【技術監理局契約部契約 課】	1 1
0	特定調達契約の相手方の決定【教育委員会事務局教職員部教職員給与 課】	1 9
0	委託契約に係る一般競争入札の公告【総務局行政経営部行政経営課】	, 0
		2 0
	◇ 上下水道局	
0	排水設備指定工事店の指定の停止【上下水道局下水道部下水道計画課	
0	排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画	2 2
0	課】 請負契約に係る一般競争入札の公告(2件)【上下水道局総務経営部	2 3
	総務課】	2 4

北九州市告示第376号

北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定についての告示(令和2年北九州市告示第120号)の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

4の収納代理金融機関及びその収納取扱店の表中

	株式会社十八銀行	を
	株式会社親和銀行	ے ر
Γ		
	株式会社十八親和銀行	に

改める。

北九州市告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、北九州市役所(建設局総務部管理課)においてこの告示の 日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

- 退めり性類、	、	刊を削減する区域
道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	3 号	門司区東本町一丁目6番24地先から
		小倉北区砂津一丁目323番9地先まで
一般国道	198号	門司区港町1番1地先から
		門司区西海岸一丁目4番8地先まで
一般国道	199号	門司区西海岸一丁目4番13地先から
		戸畑区川代一丁目20番6地先まで
		(小倉北区末広一丁目1番23地先から小
		倉北区浅野二丁目2番147地先を経由し
		小倉北区浅野二丁目2番57地先までの区
		間及び小倉北区許斐町13番3地先から小
		倉北区東港一丁目5番7を経由し小倉北区
		西港町3番17地先までの区間を除く。)
一般国道	199号	小倉北区砂津三丁目422番12地先から
		小倉北区愛宕二丁目2343番3地先まで
一般国道	199号	戸畑区新池三丁目5239番地先から
		八幡西区日吉台一丁目1167番9地先ま
		で
一般国道	199号	戸畑区川代一丁目42番地先から
		戸畑区川代一丁目61番8地先まで
一般国道	199号	若松区二島六丁目6番19地先から
	-	八幡西区本城東一丁目102番29地先ま
		で
一般国道	200号	八幡西区筒井町3番1地先から
		八幡西区星ヶ丘六丁目7番101地先まで
一般国道	2 1 1 号	八幡西区馬場山東二丁目502番1地先か
		5
		八幡西区割子川二丁目1番13地先まで
一般国道	3 2 2 号	小倉北区片野四丁目196番地先から
		小倉南区大字呼野917番194地先まで
		(小倉北区片野四丁目201番地先から小
		倉南区北方二丁目871番2を経由し小倉
T. Control of the Con	I	

		古尺点位于此二十日1 4 至 1 0 日 地 生 子本
		南区守恒本町二丁目14番105地先まで
		の区間、小倉南区大字高津尾620番1地
		先から小倉南区大字新道寺320番を経由
		し小倉南区大字呼野917番13地先まで
		の区間及び小倉南区大字呼野172番3地
		先から小倉南区大字呼野169番5を経由
		し小倉南区大字呼野156番1地先までの
		区間を除く。)
一般国道	495号	若松区白山一丁目433番7地先から
		若松区大字蜑住1931番9地先まで
県道	有毛引野線	若松区大字大鳥居157番1地先から
		八幡西区引野二丁目6番7地先まで
県道	門司行橋線	門司区丸山二丁目1200番3地先から
		小倉南区葛原東四丁目1370番8地先ま
		で
		(門司区大字畑2292番6地先から門司
		区吉志一丁目1894番3を経由し門司区
		大字吉志329番2地先までの区間及び小
		倉南区上吉田六丁目726番1地先から小
		倉南区中吉田六丁目1187番3を経由し
		小倉南区沼南町一丁目327番7地先まで
旧	明司怎场的	の区間を除く。)
県道	門司行橋線	小倉南区大字朽網799番2地先から
		小倉南区大字朽網3914番69地先まで
県道	北九州芦屋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から
県道	北九州芦屋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで
		小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から
県道	北九州芦屋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先ま
県道	北九州芦屋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先ま で
県道	北九州芦屋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先ま
県道	北九州芦屋線直方行橋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先ま で
県道	北九州芦屋線直方行橋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10
県道	北九州芦屋線直方行橋線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先ま で 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から
県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで
県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで
県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区若園四丁目295番8地先から
県道 県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線 曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区若園四丁目295番8地先から 小倉南区北方二丁目867番5地先まで
県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区若園四丁目295番8地先から 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から
県 道 県 道 県 道 県 道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線 曽根鞘ケ谷線 曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区若園四丁目295番8地先から 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉市区大字蒲生11025番1地先まで
県道 県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線 曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字末下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉市区大字蒲生1101番1地先から 小倉市区大字蒲生11025番1地先まで 八幡東区清田二丁目2番1地先から
県 道 県 道 県 道 県 道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線 曽根鞘ケ谷線 曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字末下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉市区大字蒲生11025番1地先まで 小倉北区熊谷三丁目1025番1地先まで 八幡東区清田二丁目1482番3地先ま
県 道 県 道 県 道 県 道 県 道 単 県 道 単 単 単 単 単 単 単	北九州芦屋線直方行橋線中間引野線八幡戸畑線曽根鞘ケ谷線曽根鞘ケ谷線曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字末下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永大丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉市区大字蒲生11025番1地先まで 八幡東区清田二丁目2番1地先から 八幡東区清田二丁目2番1地先から 八幡東区荒生田二丁目1482番3地先まで
県道 県道 県道 県道 県道	北九州芦屋線 直方行橋線 中間引野線 八幡戸畑線 曽根鞘ケ谷線 曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字末下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永大丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先よで 小倉南区北方二丁目867番5地先よで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉北区熊谷三丁目1025番1地先まで 八幡東区清田二丁目2番1地先から 八幡東区清田二丁目1482番3地先まで 八幡東区荒生田二丁目1482番3地先まで
県 道 県 道 県 道 県 道 県 道 県 道 県 道 県 道 県 道 県 道	北九州芦屋線直方行橋線中間引野線八幡戸畑線曽根鞘ケ谷線曽根鞘ケ谷線曽根鞘ケ谷線	小倉南区大字朽網3914番69地先まで 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで 小倉南区大字末下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで 八幡西区永大丸西町四丁目1050番10 地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡西区引野一丁目1番6地先まで 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区北方二丁目867番5地先まで 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉市区大字蒲生11025番1地先まで 八幡東区清田二丁目2番1地先から 八幡東区清田二丁目2番1地先から 八幡東区荒生田二丁目1482番3地先まで

県道	北九州小竹線	八幡東区中央一丁目50番37地先から
		八幡東区大蔵一丁目673番12地先まで
県道	長行田町線	小倉南区長尾四丁目332番3地先から
		小倉南区大字蒲生1101番1地先まで
		(小倉南区下南方二丁目514番8地先か
		ら小倉南区下南方二丁目584番2を経由
		し小倉南区下南方二丁目590番2地先ま での区間を除く。)
 県道		小倉北区城内349番1地先から
不	区11四点10次	小倉北区大門一丁目363番2地先まで
	新門司港大里	門司区大字畑852番1地先から
711,72	線	門司区大里本町二丁目3417番1地先ま
		で
		(門司区大字畑74番3地先から門司区大
		字畑2341番12を経由し門司区大字畑
		2357番2地先までの区間を除く。)
県道	黒川白野江東	門司区黒川西一丁目434番2地先から
10.74	本町線	門司区白野江一丁目2351番1地先まで
県道	黒川白野江東	門司区新開14番1地先から
旧 冼	本町線	門司区東門司一丁目2番1地先まで
県道	直方水巻線	八幡西区木屋瀬四丁目715番5地先から 八幡西区大字楠橋4960番4地先まで
 県道	水巻芦屋線	八幡西区三ツ頭一丁目1394番100地
不	八仓户 生脉	八幅
		岩松区高須西二丁目1番144地先まで
県道	湯川赤坂線	小倉北区霧ケ丘三丁目257番4地先から
		小倉北区足原二丁目60番3地先まで
県道	湯川赤坂線	小倉北区小文字一丁目25番1地先から
		小倉北区上富野二丁目1491番10地先
		まで
県道	三萩野魚町線	小倉北区香春口二丁目928番6地先から
10 77	E7 E7 71 14 46	小倉北区馬借一丁目147番1地先まで
県道	竪町到津線	小倉北区全田二丁目132番2地先から
间 决	 下到津戸畑線	小倉北区上到津三丁目95番2地先まで
県道	1 判件尸畑豚	小倉北区下到津四丁目67番地先から 戸畑区旭町164番4地先まで
	 頓田二島線	若松区大字頓田2775番1地先から
	à H → H ///	岩松区畠田三丁目4番121地先まで
	本城熊手線	八幡西区本城東一丁目102番31地先か
		5
		八幡西区黒崎三丁目154番1地先まで
県道	植木上上津役	八幡西区吉祥寺町2399番2地先から
	線	八幡西区大平三丁目235番2地先まで
県道	大蔵到津線	八幡東区大蔵二丁目676番5地先から

		小倉北区上到津三丁目95番2地先まで
市道	砂津城内1号	小倉北区魚町三丁目17番3地先から
	線	小倉北区城内348番2地先まで
市道	中央桃園1号	八幡東区中央一丁目50番37地先から
	線	八幡東区桃園四丁目2番地先まで
市道	魚町馬借1号	小倉北区魚町二丁目184番1地先から
	線	小倉北区馬借一丁目147番4地先まで
市道	大門金田1号	小倉北区大門一丁目362番1地先から
	線	小倉北区田町91番地先まで
市道	栄町1号線	門司区栄町50番2地先から
		門司区栄町266番1地先まで
市道	竪町大門1号	小倉北区竪町一丁目288番1地先から
	線	小倉北区大門一丁目340番102地先ま
		で
市道	春の町大谷1	八幡東区春の町五丁目12番3地先から
	号線	八幡東区大谷一丁目2番7地先まで
市道	大浦医生ケ丘	八幡西区大浦一丁目100番18地先から
	1号線	八幡西区医生ケ丘3番1地先まで
市道	城内木町1号	小倉北区城内46番9地先から
	線	小倉北区木町一丁目806番1地先まで
市道	吉志新門司1	門司区吉志一丁目1760番12地先から
	号線	門司区大字恒見1359番46地先まで
市道	二島片山1号	若松区二島五丁目8番110地先から
I SNE	線	若松区片山一丁目6番106地先まで
市道	新池中原東1	戸畑区新池三丁目5103番17地先から
1.376	号線	戸畑区中原東三丁目中原橋東詰まで
市道	大積柄杓田1	門司区大字大積638番4地先から
-L- \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	号線	門司区大字柄杓田552番3地先まで
市道	柄杓田伊川1	門司区大字柄杓田948番7地先から
+ \ \	号線	門司区新門司一丁目15番1地先まで
市道	新町井ノ浦線	門司区松原二丁目6509番5地先から
 市道	小田子洋 1 日	門司区大里新町205番9地先まで
1 1	光 明 大 浦 1 号 線	八幡西区光明一丁目1914番1地先から 八幡西区大浦一丁目100番18地先まで
 市道	足原黒住町1	小倉北区足原二丁目60番3地先から
	是原 杰 任 町 I	小倉北区足原二 日 0 0 番 3 地元から
 市道	乙丸1号線	大層化区無任明1327番と地元よく
111 년		岩松区青葉台西六丁目100番7地先まで
 市道		小倉南区北方二丁目873番1地先から
117 112	10/J I /J ///	小倉南区北方二丁目1052番1地先まで
 市道	乙丸2号線	若松区花野路一丁目2番107地先から
117 112		若松区青葉台西六丁目2番101地先まで
 市道	浅野京町1号	小倉北区浅野二丁目76番50地先から
117 💆	線	小倉北区京町一丁目101番1地先まで
I	I WAS	

市道	三萩野三郎丸	小倉北区三萩野一丁目1番2地先から
	1 号線	小倉北区三郎丸三丁目8番2地先まで
市道	山 手 企 救 丘 1 号線	小倉南区山手三丁目477番380地先から
	, J 1/2K	小倉南区企救丘二丁目851番126地先
		まで
 市道	西曲里町鷹の	八幡西区西曲里町3番12地先から
111 75	単1号線	八幡西区鷹の巣一丁目17番20地先まで
	黄金片野1号	小倉北区黄金二丁目41番地先から
111 位	類 並 川 莉 I ᄸ ― 線	小倉北区員並二丁日41番地元から 小倉北区片野四丁目30番1地先まで
市道	西港町1号線	小倉北区西港町9番17地先から
111.70		小倉北区西港町86番13地先まで
市道		小倉南区徳力七丁目18番1地先から
111 1년		小倉南区協力し丁百18番1地九から 小倉南区葛原東三丁目1258番1地先ま
		「一方田区石が来」 「日1200亩1地儿よ
市道	東曲里町陣山	八幡西区東曲里町2番1地先から
	1 号線	八幡東区桃園三丁目15番1地先まで
市道	西港町2号線	小倉北区西港町15番24地先から
		小倉北区西港町123番10地先まで
市道	湯川飛行場線	小倉南区湯川五丁目863番5地先から
		小倉南区中曽根東四丁目1863番1地先
		まで
市道	愛宕中井口1	小倉北区愛宕二丁目2343番5地先から
	号線	戸畑区中原東三丁目中原橋東詰まで
市道	長尾南方2号	小倉南区長尾五丁目221番10地先から
	, , , ,	小倉南区南方五丁目8番105地先まで
市道	八重洲町上石	小倉南区八重洲町395番1地先から
	田1号線	小倉南区上石田二丁目477番1021地
		先まで
市道	弁天町東篠崎	小倉北区篠崎一丁目1125番1地先から
	1 号線	小倉北区東篠崎一丁目121番地先まで
市道	則松188号	八幡西区則松六丁目686番15地先から
	線	八幡西区則松四丁目1772番3地先まで
市道	下富野大畠1	小倉北区下富野五丁目104番1地先から
	号線	小倉北区大畠三丁目560番1地先まで
市道	熊谷原町1号	小倉北区熊谷三丁目987番140地先か
	線	6
		小倉北区木町一丁目805番2地先まで
市道	折尾頓田線	八幡西区浅川学園台三丁目1番地先から
		若松区大字頓田2775番9地先まで
市道	楠橋南楠橋上	八幡西区楠橋南一丁目157番3地先から
	方 1 号線	八幡西区楠橋上方一丁目1471番1地先
		まで
市道	大字田野浦1	門司区大字田野浦1205番1地先から

	号線	門司区大字田野浦1089番地先まで
市道	清田山路松尾	八幡東区清田二丁目11番10地先から
	町1号線	八幡東区山路松尾町945番3地先まで
市道	東城野町三郎	小倉北区熊本四丁目1329番7地先から
	丸 1 号線	小倉北区三郎丸一丁目25番1地先まで
市道	木町大手町1	小倉北区木町一丁目貴船橋から
	号線	小倉北区大手町15番17地先まで
市道	藤田西鳴水1	八幡西区藤田三丁目84番1地先から
	号線	八幡西区藤田四丁目2番2地先まで
市道	浅野 4 号線	小倉北区浅野二丁目76番4地先から
		小倉北区浅野二丁目76番50地先まで
市道	浅野14号線	小倉北区浅野三丁目2番724地先から
		小倉北区浅野三丁目4番2地先まで
市道	足原2号線	小倉北区大畠三丁目740番5地先から
		小倉北区足原一丁目210番1地先まで
市道	足原26号線	小倉北区足原二丁目60番3地先から
1.336		小倉北区足原一丁目210番1地先まで
市道	永犬丸48号	八幡西区永犬丸四丁目5番101地先から
	線	八幡西区永犬丸四丁目10番101地先ま
1.336		To the second se
市道	永犬丸60号	八幡西区則松七丁目18番103地先から
٠ ١٠٠٠	線	八幡西区則松七丁目1番115地先まで
市道	永犬丸67号	八幡西区八枝一丁目2番103地先から
1-14-	線	八幡西区八枝二丁目4番101地先まで
市道	永犬丸78号	八幡西区八枝三丁目13番101地先から
+)*	線	八幡西区八枝五丁目4番101地先まで
市道	永犬丸108	八幡西区里中三丁目29番地先から 八幡西区永犬丸五丁目1番2地先まで
 市道	号線 中原新池1号	戸畑区大字戸畑255番8地先から
1 1	中	戸畑区千防三丁目5158番6地先まで
 市道	中原戸畑1号	戸畑区大字中原46番1地先から
		戸畑区大字戸畑255番8地先まで
 市道	枝光39号線	八幡東区枝光二丁目8番105地先から
		八幡東区東田五丁目1番105地先まで
 市道	新門司1号線	門司区大字吉志1996番70地先から
11.75		門司区新門司一丁目1番1地先まで
 市道	東田前田2号	八幡東区東田二丁目2番124地先から
117 25	線	八幡東区大字前田1258番15地先まで
市道	香月12号線	八幡西区千代一丁目1039番7地先から
		八幡西区千代三丁目3641番135地先
		まで
 市道	香月226号	八幡西区椋枝二丁目2404番1地先から
니 사보 	線	八幡西区香月西三丁目1628番14地先
	I VINI	

		まで
市道	香月274号	八幡西区香月中央四丁目1289番1地先
	線	から
		八幡西区楠橋上方一丁目1495番1地先
 市道	香月285号	まで 八幡西区香月中央二丁目1923番1地先
111 70	線	八幅
		八幡西区香月中央三丁目2014番4地先
		まで
市道	香月292号	八幡西区大字香月1295番7地先から
	線 	八幡西区香月中央三丁目2014番4地先
市道	楠橋14号線	まで 八幡西区楠橋上方一丁目1466番1地先
11.70		から
		八幡西区楠橋上方一丁目1495番1地先
		まで
市道	老松町長谷1	門司区老松町3番1地先から
士 ''	号線 0.0 日始	門司区丸山二丁目1201番1地先まで
市道	猿喰 9 2 号線 	門司区大字猿喰1174番5地先から 門司区新門司北一丁目3番5地先まで
 市道	砂津上富野1	小倉北区砂津二丁目321番3地先から
	号線	小倉北区上富野二丁目1491番1地先ま
		で
市道	都下到津3号	小倉北区都一丁目1908番33地先から
 市道	線出去五町1	小倉北区下到津四丁目31番1地先まで
	城内大手町1 号線	小倉北区城内348番2地先から 小倉北区大手町14番1地先まで
市道	田町竪町1号	小倉北区竪町一丁目140番7地先から
	線	小倉北区竪町二丁目2189番23地先ま
		で
市道	浅野32号線	小倉北区浅野三丁目2番743地先から
士 ''	少满 豆 畑 1 豆	小倉北区浅野三丁目2番745地先まで
市道	安瀬戸畑1号 線	若松区北浜一丁目1番16地先から 戸畑区大字戸畑255番8地先まで
市道	南方17号線	小倉南区徳力六丁目10番103地先から
		小倉南区徳力六丁目14番110地先まで
市道	南若園横代北	小倉南区南若園町219番1地先から
	町1号線	小倉南区横代北町二丁目896番3地先ま
 市道	即 松 平 田 1 戸.	で 八幡西区則松一丁目1800番1地先から
III	則 松 光 明 1 号 線	八幡四区則松一丁目1800番1地元から 八幡西区光明一丁目1921番2地先まで
 市道	里中三ケ森1	八幡西区里中一丁目17番地先から
	号線	八幡西区三ケ森四丁目77番2地先まで
市道	空港北町1号	小倉南区空港北町1番地先から

	線	小倉南区空港北町1番地先まで (令和2年10月1日時点で供用が開始されていない部分を除く。)
市道	下上津役73号線	八幡西区下上津役四丁目13番107地先 から 八幡西区下上津役一丁目4番101地先ま で

2 制限の対象とする占用物件

新たに道路上に設ける電柱(占用制限の開始期日より前に占用を認められ た電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外 に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでな い。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始期日

令和2年10月1日

北九州市公告第657号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

工事名金山川調節池整備工事(2-1)工事場所北九州市八幡西区小嶺一丁目ほか工事内容掘削工(調節池本体工)72,292立方メートル ほか			
工事内容 掘削工(調節池本体工) 72,292立方メートル ほか			
工事内容 掘削工(調節池本体工) 72,292立方メートル ほか			
工期 請負契約締結の日から令和6年3月15日まで			
予定価格 14億5,442万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)			
総合評価落札 適用する。			
方式 週州りる。			
(1) この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 1 工事概要 例(昭和39年北九州市条例第81号)第2条の規定により北九州市議会(以下「市議会」		
という。)の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札 約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するもの 入札の落札者は、落札決定の日から北九州市(以下この項において「本市」 定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。	のとする。この という。)が指		
なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市はないことによる補償は行わない。	卒契約が成立し		
(2) この工事は、ICT活用工事の試行対象工事である。詳細については、	「ICT活用		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
試行工事特記仕様書」を確認すること。			
構成員の数は、2社又は3社とする。			
構成員の粉 わか 構成員は この工事については成された他の共国人業体の	機比目でわい		
	/博成貝(ない		
姓氏甘淮 して。			
出資比率 各構成員の出資比率は、2社で結成する場合は100分の30以	1 ト 3 社で結		
	^_, O L (M		
成する場合は100分の20以上であること。			
	「の資格を有し		
登録といること。			
登録工種 土木工事(希望順位を問わない。)			
等級(注2) A			
共同企業体の 共同企業体の 共同企業体の 共同企業体の 基本工事業について特定建設業の許可を受けていること。			
	は局を含む。以 ┃		
構成員の資格			
2 競争入札 実績 地方消費税相当額を含む。)の土木工事(軽微な工事(注3)を	と除く。)につ		
参加資格(いて、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争	4人札で参加資		
次のいずれ 格有りと認めたものを含む。) 又は契約の実績があること。			
にも該当す その他 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。			
る者である 本店、主たる営業所(注4)、支店又は営業所が北九州市内にあ	い 今和9年		
こと。) 所在地 9月29日までに北九州市技術監理局契約部契約制度課において	、、事業所の登		
会和元·9年度业力州市建設工東入村会加资收率本由達の際に提	見出した級労却		
	であること。 │		
条件 「松音評定値(ピ)」が1,000点以上であり、構成員中最大で 出資比率 出資比率が構成員中最大であること。	0		
	ナ.仁 ユ ロ 1 -		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入村	′′′′ にある者		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入村			
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ			
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ に限る。)を専任で配置することができること。	, (40) d l		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入村 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ に限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の 所在地 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。			
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入村技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の所在地 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。			
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ に限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の 代表構成員以 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある	る者に限る。)		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ に限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の 所在地 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 代表構成員以 外の構成員の 技術者 又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある 又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。	る者に限る。)		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ に限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の 所在地 本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。 代表構成員以 なの工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある 又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 条件 置することができること。	る者に限る。)		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利 技術者	る者に限る。)		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利技術者 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。	5者に限る。))を専任で配		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利技術者 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。	5者に限る。))を専任で配		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利技術者 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。	5者に限る。))を専任で配		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利技術者 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。	5者に限る。))を専任で配		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の (代表構成員以	5者に限る。))を専任で配 分まで及び午		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ に限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の 代表構成員以 外の構成員の 条件	5者に限る。))を専任で配 分まで及び午		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の (代表構成員以	5者に限る。))を専任で配 分まで及び午		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。 共同企業体の 代表構成員以外の構成員の 条件 大術者 大術生 大術性 大	5者に限る。))を専任で配 分まで及び午		
この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入利技術者 技術者 おいて雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じに限る。)を専任で配置することができること。	5者に限る。))を専任で配 分まで及び午		

受付期間	(2) 令和	2年10月26日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
所及び日時		令和2年11月10日 午前9時	
7 入札及び	最低制限価格	設けない。	
契約に関す		免除する。	
る条件	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
8 入札の無 効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		
9 その他	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者 登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-225 6)とする。		

- 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項 に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。 注4 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。 注3
- 令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請申請要領又は令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資 注5
- 格審査申請随時受付申請要領に基づく登録手続をいう。 注6 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1 78号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第658号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

	工事名	大積トンネル(大積柄杓田1号線)トンネル補修工事(2-1)
	工事場所	北九州市門司区大字大積ほか
	工事内容	トンネル延長 475メートル ほか
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から令和3年3月15日まで
	予定価格	4,782万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	
		適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事(希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	AZIB
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所(注3)が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
		平成27年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
		う。) が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
	実績	
	7 (1)/(土木工事(軽微な工事(注4)を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名
		の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。) 又は契約の実績があること。
		(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格
		(注5) 5,000万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の、Bランク業者に
		(ほび) び、000月1以上(出身代及い地方出身代用当娘で白む。)の、ロアック未行に
		ついては予定価格2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の本市が令
2 競争入札		┃ 和元年度又は令和2年度に発注した土木工事(推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が ┃
		指定した特殊工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただ
参加資格(し、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
次のいずれ		し、ひい、うれがに以当りも物口は、この限りしない。
にも該当す		ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者で
る者である		あるとき。
る名であること。)	工业工事份	│ イ 工事の施工の一時中止(注6)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期 │
	手持工事等	間中であるとき。
		ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注7)を
		協議(注8)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限
		○ の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。
		(2) Aランク業者については予定価格5,000万円以上(消費税及び地方消費税相当額
		(2) 11/0/ 末日に 1 (は) に面目り, 0 0 0月10年 (旧兵元次) 起力 旧九元 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		を含む。)の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上(消費税及び地方消費
		│ 税相当額を含む。)の本市が発注した土木工事(推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市 │
		│ が指定した特殊工事を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するも │
		のの落札者(共同企業体の構成員を含む。) でないこと。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	1-1-41	
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。) にある者に限る。) 又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	相記	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所 及び期間	物房	
を不り場所	期間	この公告の日から本件開札日まで(注9)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	2311b1	1時から午後4時30分まで
4 競争参加		
資格確認申		公告の日から令和2年10月5日まで(注9)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出	(4)	2年10月6日 午前9時から正午まで
期間		
5 入札書の	(1) 令和	2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで
受付期間		2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時		令和2年10月20日 午前9時20分
7 入札及び	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
契約に関す		エス・ハンル 9月92~ エ・ワーワーフリンス・エーリング 日・ファイル・ファイン 大手 いしん おりまり カーカース はっちょう カーカース 火木 牙も カーカース リス・オーカース リー・コース コース リー・コース リー・コース リー・コース リー・コース リー・コース コース リー・コース コース リー・コース コース リー・コース コース リー・コース コース リー・コース リー・
	契約保証金	
契約に関す		ずれかに該当する場合は、免除する。
契約に関す	次の各号のい	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。
契約に関する条件	次の各号のい	ずれかに該当する場合は、免除する。
契約に関す る条件 8 入札の無	次の各号のい (1) この	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
契約に関する条件	次の各号のい (1) この (2) 競争	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
契約に関す る条件 8 入札の無	次の各号のい (1) この (2) 競争 (3) 契約	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札
契約に関す る条件 8 入札の無	次の各号のい (1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
契約に関す る条件 8 入札の無	次の各号のい (1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九 (1) この	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
契約に関す る条件 8 入札の無	次の各号のい (1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九 (1) この	ずれかに該当する場合は、免除する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

- | 9 その他 | 録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 | (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256 |) とする。
- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款 第25条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。
- 注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第659号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

工事機・			<u> </u>
工事報要 工事報要 工事報要 工事報要 工事報要 工事報 議員契約部語の目から今和3年3月15目生で 工事報 議員契約部語の目から今和3年3月15目生で 工事報 議員契約部語の目から今和3年3月15目生で 工事報 議員契約部語の目から今和3年3月15目生で 工事報 表別 文書 文書 文書 文書 文書 文書 文書 文		工事名	曾根豊岡緑地照明灯設置工事
工事報要 工事報要 「理解 接換料的部間の設置工事 工事報要 「理解 技術者 「理解 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大	1 工事概要		
工事機要 工事 請食契約締結の目から今和3年3月15日まで 工产企価格 全級 4、099万円 (前衰投及び地方消費稅間当額を除く。) 接別しない。 登録 建設工事有资格素者を推(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 空級 建設工事有资格素者を推(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 空級 建設工事有资格素者を推(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 空級 東位 東位 東位 東位 東位 東位 東位 東			
子座価格 4.099万日 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 総合評価係相 面目しない。			
接合評価格料。			
方式 地田したい。 季録 建設丁事育経を差名落 (注1) に配載され、有資格業者としての資格を有していること。 季録 (注2) A			
方式 地田したい。 季録 建設丁事育経を差名落 (注1) に配載され、有資格業者としての資格を有していること。 季録 (注2) A		総合評価落札	ж п. ы.,
登録工権		方式	週用しない。
登録工程 留気工事(希望順位が第1順位であること) 等級 (注2) A 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2			→ 申記丁重右次枚要求夕簾(注1)に記載され、右次枚要求ししての次枚も右していること
28 (往2) A 空気 中華について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。			
		<u> </u>	竜気工事(布室順位が第1順位であること。)
所在地 本店又は主たる営業所 (注3) が北九州市内にあること。			A
字成2 7年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。)が発注した予定価格2 0 0 万円を経える額(消費税及び地方消費税用当額を含む。)の電気工事(信号機者しくは電気計装設備に係る工事又は軽敵な工事(注4)を除く。)、について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)ので含む。)ので含ない。 (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1、2 0 0 万円以上(消費税及び地方消費税制当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれがに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。			電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
字成2 7年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。)が発注した予定価格2 0 0 万円を経える額(消費税及び地方消費税用当額を含む。)の電気工事(信号機者しくは電気計装設備に係る工事又は軽敵な工事(注4)を除く。)、について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)ので含む。)ので含ない。 (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1、2 0 0 万円以上(消費税及び地方消費税制当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれがに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。		所在地	本店又は主たる営業所(注3)が北九州市内にあること。
実績		// 13 - 2	
要額			
		-1- /-1-	う。)が発注しに丁疋価格200万円を超える額(消費税及い地方消費税相当額を含む。)の
2 競争入札 参加資格 (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の目において、本市が発注した予定価格1,20 0万円以上(消費稅及び地方消費稅相当額を含む。)の電気工事(信号模文は電気計装設備 に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次 のいずれたに該当する者である こと。) 手持工事等 「1 本事の施工の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期 間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を 協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限 の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費稅及び地方消費稅相当額を含む。)の電気工事(信分機及は電気計装設備に係る工事を除く。)で今2年9月28日から本 性開札目までの間に開札するものの落札者(其自企業体の構成員を含む。)でないこと。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(人札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)クま企任を設めから事情が自由を行る。する。中間でいる工事に関係が3面月以上経過している工をといる工事に関係の30分まで目的のも一を行るに関係。20分まで及び下後、2000年間でいる工事と対した。10の名は、2000年に対している工事を対した。2000年に対したの表の年午前9時から午後4時30分まで及び下後 1時から午後4時30分まで 2000年に対していることをいう。対した日前9時から年後4時30分まで及び下後 1時から午後4時30分まで 2000年間に対した。10分まで及び下後 2000年間に対していることをいることをいることをいる工事を対していることをいることをいることをいることをいる工事を対していることをいることをいる工事を対していることをいることをいる工事を対していることをいることをいることをいることをいることをいることをいることをいることを		実績	電気工事(信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事(注4)を除く。)につい
2 競争入札 参加資格 (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の目において、本市が発注した予定価格1,20 0万円以上(消費稅及び地方消費稅相当額を含む。)の電気工事(信号模文は電気計装設備 に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次 のいずれたに該当する者である こと。) 手持工事等 「1 本事の施工の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期 間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を 協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限 の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費稅及び地方消費稅相当額を含む。)の電気工事(信分機及は電気計装設備に係る工事を除く。)で今2年9月28日から本 性開札目までの間に開札するものの落札者(其自企業体の構成員を含む。)でないこと。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(人札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)クま企任を設めから事情が自由を行る。する。中間でいる工事に関係が3面月以上経過している工をといる工事に関係の30分まで目的のも一を行るに関係。20分まで及び下後、2000年間でいる工事と対した。10の名は、2000年に対している工事を対した。2000年に対したの表の年午前9時から午後4時30分まで及び下後 1時から午後4時30分まで 2000年に対していることをいう。対した日前9時から年後4時30分まで及び下後 1時から午後4時30分まで 2000年間に対した。10分まで及び下後 2000年間に対していることをいることをいることをいる工事を対していることをいることをいることをいることをいる工事を対していることをいることをいる工事を対していることをいることをいる工事を対していることをいることをいることをいることをいることをいることをいることをいることを			て、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたも
2 競争入札 8			
2 競争入札 参加資格 (次のいすれ にも該当する者である こと。) 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 「横立地の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期 間中であるとき。 つ 当該施工中の工事にのでいて、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を 協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請事の機出期限 の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)の電気工事の優良業者で るとき。 つ 「事が発注した予定価格1、200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)の電気工事の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期 間中であるとき。 つ 「事が発注した予定価格1、200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。))の電気工事の「信号機工は電気計技能」を表しているよび、競争参加資格確認申請まの間に関係した場合において、競争参加資格確認申によるとができること。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(人札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同し。)にある者に限る。)文は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 その他 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 本市から指名停止を受けている期間中でないことと ・ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 本市から指名停止を受けている期間中でないことと 本市が自指名停止を受けている期間中をいた場合において雇用関係が3箇月以上を構造することができることができることができること。 本の他の生のといる者に限る。)を専任で配置することができること。 本の他の目から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び午後 日時から午後4時30分まで 毎の年年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 毎の日中前9時から午後4時30分まで 毎の日中前9時から午後4時30分まで 毎の2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 毎の2年10月20日 午前9時 入札とのとのした後4時30分まで 毎の2年10月20日 午前9時 入札との場の日から本化構造の分まで 毎の2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 毎の2年10月20日 午前9時 入札との場のに対した入札 第のと呼ば、とは、免疫をで、対した入札 第のと呼ば、とは、免疫をする。 次の各のいずれかに該当する場合は、免疫する。 次の各のいずれかに該当する入札は、無効とする。 次の各のいずれが記録当する場合は、免疫する。 次の各のいずれが記録当る場合は、免疫する。 次の各のいずれが記録当る場合は、免疫する。 次の各のいずれが記録当る場合は、免疫する。 次の各のいずれが記録当る場合は、免疫する。 次の各のいずれが記録当る場合は、免疫するのとないが、対した入札 第のと呼ば、は、対したいに対したが、は、対したいに対したが、は、対したいに対したが、は、対したいに対したが、は、対したいに対したが、は、対したいに対したが、は、対したいに対したが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は			
参加資格 次のいずれ 大部 大部 大部 大部 大部 大部 大部 大			
参加資格(次のいずれにも該当する者であること。) 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 手持工事等 「は、	2 競争入札		
次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。			│ に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次 │
でも該当する者であること。) 手持工事等 「おの施工の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 は譲(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の目が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任・配置することができること。 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 3 契約条項 接所 との他 本市の情名停止を受けている期間中でないこと。 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8			
あるとき。			
#持工事等			
間中であるとき。	る者である こと。)		
間中であるとき。		工柱丁市位	
ウ当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。		于付上争夺	間中であるとき。
協議(注 7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格 1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 3 契約条項を示す場所及び期間 この公告の目から本件開札日まで(注8)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで 1時から午後4時30分まで 1時から午後4時30分まで 1時から午後4時30分まで 2の2年10月6日 午前9時から正午まで 10月19日 午前9時から正午まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月20日 午前9時 2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月20日 1日 午前9時から午後7時まで 2年10月20日 2年10月20日 2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月20日 午前9時から午後7時20日 2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月20日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月2日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月2日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月2日 午前9時から午後4時2日 2年10月2日 午前9時から午後4時30分まで 2年10月2日 午前9時から午後4時2日 2年10月2日 午前9時から午後4日2日 2年10月2日 午前9年から午後4時30分まで 2年10月2日 午前9年から午後4時30分まで 2年10月2日 全計の日前2年10月2日 午前9年10月2日 午前9年10月2日 千前2日 2年10月2日 2			
の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。			
(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同会権の構成員を含む。)でないこと。			
の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 技術者			
の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。 技術者			(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。
世界人工学院の関に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。			
大術者			
技術者			
接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 その他 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 表示 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課			
接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 その他 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 表示 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課		技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直
その他 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 場所		24111	
3契約条項を示す場所及び期間北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課4競争参加資格確認申請書の提出期間この公告の日から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで5入札書の受付期間(1) この公告の日から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで6開札の場所及び日時日時(1) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで(2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで6開札の場所及び日時日時北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課7入札及び契約に関する条件と除する。8入札保証金 免除する。契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。8入札の無効とする。8入札の無効とする。(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		7 11/14	
る 契約未場所及で期間 期間 この公告の日から本件開札日まで(注8)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後 1時から午後4時30分まで 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 (1) この公告の日から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで請書の提出期間 5 入札書の受付期間 (2) 令和2年10月15日及び同月16日午前9時から午後7時まで(2)令和2年10月19日午前9時から午後4時30分まで(2)令和2年10月19日午前9時から午後4時30分まで(2)令和2年10月20日午前9時から午後4時30分まで(2)令和2年10月20日午前9時から午後4時30分まで(2)令和2年10月20日午前9時人の10月20日午前9時から午後7時よりの10月20日午前9時から午後7時よりの10月20日午前9時人の10月20日午前9時から午後7時よりの10月20日午前9時から午後7時よりの10月20日中時日中午前9時から午後7時よりの10月20日中時日中午前9時から午後7時よりの10月20日中午前9時人の10月20日中日中午前9時から午後7時よりの10月20日中午前9時人の10月20日中午前9時人の10月20日中日中日中日中午前9時内の10月20日午前9時人の10月20日中日中日中日中午前9時人の10月20日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中日中			本中から指名停止を受けている期間中でないこと。
を示す場所 及び期間 期間 この公告の日から本件開札日まで(注8)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後 1時から午後4時30分まで 4 競争参加 資格確認申 請書の提出 期間 (1) この公告の日から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで 受付期間 (2) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 6 開札の場 所及び日時 合和2年10月20日 午前9時 7 入札及び 契約に関す 3条件 契約保証金 免除する。 入札保証金 免除する。 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格のない者のした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	3 契約冬頃	場別	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
及び期間 期間 1時から午後4時30分まで 4 競争参加 資格確認申 請書の提出 期間 (1) この公告の日から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで 令和2年10月6日 午前9時から正午まで 5 入札書の 受付期間 (1) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 6 開札の場 所及び日時 日時 令和2年10月20日 午前9時 今和2年10月20日 午前9時 7 入札及び契約に関する条件 最低制限価格設けない。 入札保証金 免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 8 入札の無 効 次の各号のいずれかに該当する人札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札			このハナのロふき ナ仲間打口ナベ(冷り)の屋口左笠の吐ふき 左笠11吐りのハナベルが左後
1 時から午後 4 時 3 0 分まで 1 時から午後 4 時 3 0 分まで 1 時から午後 4 時 3 0 分まで 1 書書の提出 期間 1 まで (注8) の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで 1 まで (2) 令和 2 年 1 0 月 6 日 午前 9 時から正午まで 1 まで (2) 令和 2 年 1 0 月 1 5 日及び同月 1 6 日 午前 9 時から午後 7 時まで (2) 令和 2 年 1 0 月 1 9 日 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで (2) 令和 2 年 1 0 月 1 9 日 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで (2) 令和 2 年 1 0 月 1 9 日 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで (2) 令和 2 年 1 0 月 2 0 日 午前 9 時 1 また 1 また 1 また 2 また		期間	
資格確認申	及い期間	2741.4	1時から午後4時30分まで
資格確認申	/ 辞A矣+m		
請書の提出		(1) > 0	ハサの口むこ 春和 9 年 1 0 日 5 口 ナッ (けっ)の左口 ケ 並っけむこ ケ 炊 4 吐っ 0 ハナッ
期間			
5 入札書の 受付期間 (1) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで 6 開札の場 所及び日時日時 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 令和2年10月20日 午前9時 最低制限価格設けない。 入札保証金免除する。 7 入札及び契約に関する条件 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 8 入札の無 効 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		(2) 令和	2年10月6日 午前9時から止午まで
受付期間(2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで6 開札の場 所及び日時日時北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課7 入札及び 契約に関する条件最低制限価格 契約保証金設けない。 入札保証金8 入札の無 効次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札			
受付期間(2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで6 開札の場場所 所及び日時日時 7 入札及び契約に関する条件北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課7 入札及び契約に関する条件最低制限価格 設けない。 入札保証金 免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。8 入札の無効 効次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	5 入札書の	(1) 令和	2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで
6 開札の場所所及び日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時日時		(2) 令和	2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで
所及び日時 日時			
最低制限価格 設けない。			
イトれ及び 契約に関する条件 入札保証金 免除する。 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 8 入札の無 効 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	別及い日時	日时	17代2十1リ月2リ日 下削り付
契約に関する条件	7 入村 7571	東 仏制限価格	改りない。
契約保証金 契約保証金 契約保証金 対かに該当する場合は、免除する。		人札保証金	
契約保証金 ずれかに該当する場合は、免除する。 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 8 入札の無 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		±77.66.701 ==== ^	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 8 入札の無 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 効 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	る条件	癸約保訨金	
8 入札の無 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 効 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		VL 0 4 0	
効 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札			すれかに該当する人和は、無効とする。
効 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	8 入札の無		
(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		(2) 競争	参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	'''		
(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。			
\ \ \ \ \ \		(1) > 0	川中巴ュハロス地区内の14 0 小日 グンマー 1 400 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1	(1) (0)	上ずにMの(ツ巡八和に因りの木げは、八型パリ盲による。

その他

- 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登 (2)
- 録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。 (3)
- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 規定する有資格業者名簿をいう。
- 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4
- 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第 注 5 20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条) に規定する工事の施工の 一時中止をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款
- 第25条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。 注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第660号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

		北九州市長 北 橋 健 治
	工事名	日明東4号上屋照明設備改修工事
	工事場所	北九州市小倉北区西港町
	工事内容	上屋照明設備の改修工事
1 工事概要		請負契約締結の日から令和3年3月28日まで
1 工事概要		
	予定価格	1,226万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事(希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所(注3)が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	77111146	平成27年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
	/	う。)が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
	実績	電気工事(信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事(注4)を除く。)につい
		て、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたも
		のを含む。)又は契約の実績があること。
		(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格
		1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の、Bランク業者については
		予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の本市が発注した
2 競争入札		電気工事(信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事(注4)を除く。)を単
参加資格(体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合
次のいずれ		は、この限りでない。
にも該当す		ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者で
る者である		あるとき。
こと。)	手持工事等	
		間中であるとき。
		ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を
		協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限
		の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。
		│(2) Aランク業者については予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額 │
		を含む。)の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消
		費税相当額を含む。) の本市が発注した電気工事(信号機若しくは電気計装設備に係る工事
		又は軽微な工事(注4)を除く。)で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札す
		るものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を配置することができること。
	7.00/14	
0 #1144 #1	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	期間	この公告の日から本件開札日まで(注8) の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	判 同	1 時から午後 4 時 3 0 分まで
4 競争参加		
資格確認申	(1) この	公告の日から令和2年10月5日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出		2年10月6日 午前9時から正午まで
期間		= 1 = 1/4 = 1/1 HA 0 / 4/4 Same Or C
5 入札書の	(1) 令和	2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで
受付期間		2年10月13日及び同月10日
受り期间 6 開札の場		
		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時		令和2年10月20日 午前9時8分
7 入札及び	最低制限価格	
	入札保証金	免除する。
契約に関す	キカシム ノロ キナ ヘ	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
る条件	契約保証金	ずれかに該当する場合は、免除する。
	次の久早のい	ずれかに該当する入札は、無効とする。
0 140 5		
8 入札の無		公告に示した競争参加資格のない者のした入札
効		参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	(3) 契約	規則第12条各号のいずれかに該当する入札

		(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
		(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
		(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登
		録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
9	その他	(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となるこ
9	ての地	とができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した
		「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。
		(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256
)とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款 第25条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第661号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月30日

- 1 特定役務の名称及び数量 教職員人事給与システム改修業務(所得税制改正に伴う改修業務) 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市教育委員会事務局教職員部教職員給与課 北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年8月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 TIS株式会社九州支社 福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額 3,190万円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第662号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 RPAシナリオ作成等委託業務
- (2) 業務の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所及び受注者の作業場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市総務局行政経営部行政経営課
 - イ 日時 この公告の日から令和2年10月9日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの日時に北九州市総務局行政

経営部行政経営課に連絡すること。

- (3) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室
 - イ 日時 令和2年10月12日午後2時
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が 損失を受けても、市は補償の責めを負わない。
- (5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市総務局行政経営部行政経営課

〒803-8510 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2160

北九州市上下水道局告示第31号

北九州市下水道条例施行規程(平成24年北九州市水道局管理規程第37号)第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を停止した。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

指定番号	工事店名	所在地	停止年月日
	代表者		
6 0 8 1	株式会社千代田	北九州市八幡西区	令和2年8月26日
	増田初次	浅川学園台三丁目	
		2 4 番 4 号	

北九州市上下水道局告示第32号

北九州市下水道条例施行規程(平成24年北九州市水道局管理規程第37号)第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

指定番号	工事店名	所在地	取消年月日
	代表者		
4 0 4 1	ホームガス商事有	北九州市若松区東	令和2年9月30日
	限会社	二島三丁目5番7	
	梅野丈博	号	

北九州市上下水道局公告第139号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水 道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和3 9年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり 公告する。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

	工事名	椎ノ木町他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市戸畑区椎ノ木町地内ほか
	工事内容	鋳鉄管据付工 内径300ミリメートル 332メートル ほか
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から240日間
1 工事队安	予定価格	4,512万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	
		適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事(希望順位を問わない。)
	等級(注2)	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所(注3)が北九州市内にあること。
		平成27年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
2 競争入札		う。) が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
参加資格(実績	水道施設工事又は土木工事(軽微な工事(注4)を除く。)について、単体又は共同企業体の
次のいずれ		構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)又は契約の実
にも該当す		績があること。
る者である		本市が発注した予定価格2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の水道
		施設工事(管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。)で令和2年9月28
	手持工事等	地段工事(自文生工事、軌道工事及び本市が相定した特殊工事を除く。)でも相と中す方とる 日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこ
		と。 この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	++ 45° +7.	
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	期間	この公告の日から本件開札日まで(注5)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間)A11H1	1時から午後4時30分まで
4 競争参加		
資格確認申		公告の日から令和2年10月5日まで(注5)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出	(2) 令和2	2年10月6日 午前9時から正午まで
期間		
5 入札書の	(1) 令和2	2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで
受付期間	(2) 令和2	2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時	日時	令和2年10月20日 午前9時25分
	最低制限価格	設ける。
7 入札及び	入札保証金	免除する。
契約に関す		契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第
る条件	契約保証金	7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のいる	でれかに該当する入札は、無効とする。
		ないがには当ずる人がはな、 無効とする。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
8 入札の無効	1 ' '	☆ 日に小した競争 多加資格 のない 名のした 入札 ※ 加資格確認申請書等に 虚偽の記載を した者の 入札
		見程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
		工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
1		的明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登
9 その他		いない者は、この入札に参加することができない。
		公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093−582−2256
)とする。	
1) - I - I - I - I - I - I - I - I - I -		1. 丁古笠名 1. 打 名加老の次枚 T. バ宏木炫 Iz 則より H. H. (丁卍 C 左 V b. 川 古 V 芝 E 笠田田田笠 O E

- 注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59 号) 第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- |注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。
- |注4 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。

|注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第140号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水 道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和3 9年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり 公告する。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

	工事名	大字安瀬配水管布設替工事(5工区)			
	工事場所	北九州市若松区大字安瀬地内			
	工事内容	鋳鉄管据付工 内径200ミリメートル 321.3メートル ほか			
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から180日間			
1 上尹帆安					
	予定価格	3,988万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)			
	総合評価落札	適用しない。			
	方式	/!!/ U C ' S V O			
	登録	 建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。			
	登録工種	水道施設工事(希望順位を問わない。)			
	等級(注2)	A			
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。			
	所在地	本店又は主たる営業所(注3)が北九州市内にあること。			
	刀1工地				
		平成27年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい			
2 競争入札		う。) が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。) の			
参加資格(実績	水道施設工事又は土木工事(軽微な工事(注4)を除く。)について、単体又は共同企業体の			
次のいずれ		構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)又は契約の実 │			
にも該当す		績があること。			
る者である		本市が発注した予定価格2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の水道			
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []		施設工事(管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。)で令和2年9月28			
	手持工事等				
		日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。) でないこ			
		と。			
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係			
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直			
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。			
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。			
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課			
を示す場所	,	この公告の日から本件開札日まで(注5)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後			
及び期間	期間	1時から午後4時30分まで			
4 競争参加		1 例から 医生前 0 0 万ま (
	(1) > 0/	◇生の日かく ◆和9年10日5日まで(泣5)の毎日左前0時かと左後4時90八まで			
資格確認申	. ,	(1) この公告の日から令和2年10月5日まで(注5)の毎日午前9時から午後4時30分まで			
請書の提出	(2) 令和2	2年10月6日 午前9時から正午まで			
期間					
5 入札書の		2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで			
受付期間	(2) 令和2	2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで			
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課			
所及び日時	日時	令和2年10月20日 午前9時30分			
	最低制限価格	設ける。			
7 入札及び	入札保証金	<u>免除する。</u>			
契約に関す		契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第			
る条件	契約保証金				
	VI. o. b. II o. v.	7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。			
		デれかに該当する入札は、無効とする。			
8 入札の無		公告に示した競争参加資格のない者のした入札			
効	(2) 競争参	診加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札			
75/3	(3) 契約規	見程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札			
		市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札			
		L事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。			
		説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登			
0 2014		いない者は、この入札に参加することができない。			
9 その他					
		☆告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256			
) とする。				
1.734 at 11.14	- ı T ı, \+ 🖂 🕮	3. 工事整角 7. 打 名加老の次枚 R x i(玄木笠) z 則よ 7 刊卯 (東卍 c 左北 h 川 士 y 笠巳笠畑刊和笠 o 巳			

- 注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59 号) 第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- |注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。
- |注4 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。

|注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。